

## 報告第 27 号

### 専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 29 年 12 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 専決第 2 2 号

### 自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町管理設備の道路排水ポンプが作動しないことにより発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成 1 8 年 9 月 1 1 日おいらせ町議会議決）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 処分理由

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日に発生した、町管理設備の道路排水ポンプが作動しないことによる自動車破損に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成 1 8 年 9 月 1 1 日おいらせ町議会議決）第 1 号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(使用者) おいらせ町在住者 (乙)

2 事故の概要

平成29年10月13日午前、おいらせ町上久保地内の町道（アンダーパス）が前日の長雨の影響により冠水していた。通常、おいらせ町（甲）が管理する道路排水ポンプにより排水処理されるが、事故発生時にポンプは作動していなかった。そこへ乙が走行したところ、水位が深いことに気付きバックした結果、乙運転の車両のフロントバンパー及びナンバープレートが破損したもの。

3 損害賠償額

金 34,848円

内訳 車両損害に対する賠償の金額 34,848円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金34,848円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係が無いことを確認する。